

○総務省令第二十七号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

総務大臣 松本 剛明

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改正後	
<p>第十八条の三 政策評価課に、企画官三人を置く。</p> <p>〔削る〕</p> <p>2〕 〔削る〕</p> <p>〔略〕</p> <p>第三十三条 企画課に、総務室並びに税務企画官及び企画官それぞれ一人を置く。</p> <p>〔2 略〕</p> <p>一 地方自治の普及徹底に関する事務のうち地方税制（地方税、森林環境税、特別法人事業税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する制度をいう。次号において同じ。）に係るものに関する事。</p> <p>〔一・三 略〕</p> <p>〔3～5 略〕</p> <p>（国際広報官）</p> <p>第三十六条 国際戦略課に、国際広報官一人を置く。</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>2〕 〔略〕</p> <p>（企画官及び情報通信国際戦略特別交渉官）</p> <p>第四十三条 国際戦略局に、企画官及び情報通信国際戦略特別交渉官それぞれ一人を置く。</p> <p>2〕 企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。</p> <p>3〕 情報通信国際戦略特別交渉官は、命を受けて、情報通信政策について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに外国政府等（外国政府又は国際機関その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）との協議、調整等を行うことにより、国際戦略局の所掌</p>	<p>（企画官）</p> <p>第十八条の三 政策評価課に、企画官三人を置く。</p> <p>〔削る〕</p> <p>2〕 〔削る〕</p> <p>〔略〕</p> <p>（総務室並びに税務企画官及び企画官）</p> <p>第三十三条 企画課に、総務室並びに税務企画官及び企画官それぞれ一人を置く。</p> <p>〔2 略〕</p> <p>一 地方自治の普及徹底に関する事務のうち地方税制（地方税、森林環境税、特別法人事業税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する制度をいう。次号において同じ。）に係るものに関する事。</p> <p>〔一・三 略〕</p> <p>〔3～5 略〕</p> <p>（国際広報官）</p> <p>第三十六条 国際戦略課に、国際広報官一人を置く。</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>2〕 〔略〕</p> <p>（企画官及び情報通信国際戦略特別交渉官）</p> <p>第四十三条 国際戦略局に、企画官及び情報通信国際戦略特別交渉官それぞれ一人を置く。</p> <p>2〕 企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。</p> <p>3〕 情報通信国際戦略特別交渉官は、命を受けて、情報通信政策について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに外国政府等（外国政府又は国際機関その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）との協議、調整等を行うことにより、国際戦略局の所掌</p>	改正後
<p>（客観性担保評価推進室及び企画官）</p> <p>第十八条の三 政策評価課に、客観性担保評価推進室及び企画官二人を置く。</p> <p>2〕 客観性担保評価推進室は、政策評価の客観性かつ厳格な実施を担保するための評価の実施に関する基本的事項の企画及び立案並びにその実施の調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>3〕 客観性担保評価推進室に、室長を置く。</p> <p>4〕 〔同上〕</p> <p>（総務室並びに税務企画官及び企画官）</p> <p>第三十三条 〔同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>一 地方自治の普及徹底に関する事務のうち地方税制（地方税、特別法人事業税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する制度をいう。次号において同じ。）に係るものに関する事。</p> <p>〔一・三 同上〕</p> <p>〔3～5 同上〕</p> <p>（投資審査室並びに企画官及び国際広報官）</p> <p>第三十六条 国際戦略課に、投資審査室並びに企画官及び国際広報官それぞれ一人を置く。</p> <p>2〕 投資審査室は、総務省の所掌に属する国際関係事務で外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同条第三項に規定する特定取得に関する事務の総括をつかさどる。</p> <p>3〕 投資審査室に、室長を置く。</p> <p>4〕 企画官は、命を受けて、国際戦略課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。</p> <p>5〕 〔同上〕</p> <p>第四十三条 削除</p>	<p>（客観性担保評価推進室及び企画官）</p> <p>第十八条の三 政策評価課に、客観性担保評価推進室及び企画官二人を置く。</p> <p>2〕 客観性担保評価推進室は、政策評価の客観性かつ厳格な実施を担保するための評価の実施に関する基本的事項の企画及び立案並びにその実施の調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>3〕 客観性担保評価推進室に、室長を置く。</p> <p>4〕 〔同上〕</p> <p>（総務室並びに税務企画官及び企画官）</p> <p>第三十三条 〔同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>一 地方自治の普及徹底に関する事務のうち地方税制（地方税、特別法人事業税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する制度をいう。次号において同じ。）に係るものに関する事。</p> <p>〔一・三 同上〕</p> <p>〔3～5 同上〕</p> <p>（投資審査室並びに企画官及び国際広報官）</p> <p>第三十六条 国際戦略課に、投資審査室並びに企画官及び国際広報官それぞれ一人を置く。</p> <p>2〕 投資審査室は、総務省の所掌に属する国際関係事務で外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同条第三項に規定する特定取得に関する事務の総括をつかさどる。</p> <p>3〕 投資審査室に、室長を置く。</p> <p>4〕 企画官は、命を受けて、国際戦略課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。</p> <p>5〕 〔同上〕</p> <p>第四十三条 削除</p>	改正前

に属する国際関係事務に関する重要な政策の企画及び立案の支援を行う。

第五十五条 削除

(監視管理室及び認証推進室並びに企画官、電波環境推進官及び電波監視官)

第六十四条 電波環境課に、監視管理室及び認証推進室並びに企画官一人、電波環境推進官一人及び電波監視官五人を置く。

[258 略]

(物価統計室並びに調査官及び物価指標調整官)

第七十四条 消費統計課に、物価統計室並びに調査官及び物価指標調整官それぞれ一人を置く。

[254 略]

5 物価指標調整官は、命を受けて、物価統計室の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

(企画官等)

第七十五条 本省に、企画官三人、調査官六人、国際研修協力官一人、国際統計企画官一人、国際統計交渉官一人、恩給経理官一人、恩給審査官一人、恩給審理官一人、恩給相談官一人、恩給支給官一人及び情報処理調整官一人を置く。

[257 略]

8 国際統計交渉官は、命を受けて、国際統計について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに外国政府等との協議、調整等を行うことにより、国際統計及び統計の国際展開に関する政策の企画及び立案の支援を行う。

[9514 略]

(所長)

第九十五条 統計研究研修所に、所長を置く。

[2 略]

[削る]

(統計研究研修所に置く部等)

第九十六条 統計研究研修所に、次の二部及び統括教授一人を置く。

管理・研修部
研究部

(調査官)

第五十五条 総務課に、調査官一人を置く。

2 調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要事項についての調査、企画及び立案を行う。

(監視管理室及び認証推進室並びに企画官、電波環境推進官及び電波監視官)

第六十四条 電波環境課に、監視管理室及び認証推進室並びに企画官一人、電波環境推進官一人及び電波監視官四人を置く。

[258 同上]

(物価統計室及び調査官)

第七十四条 消費統計課に、物価統計室及び調査官一人を置く。

[254 同上]

[新設]

(企画官等)

第七十五条 本省に、企画官一人、調査官六人、国際研修協力官一人、国際統計企画官一人、国際統計交渉官一人、恩給経理官一人、恩給審査官一人、恩給審理官一人、恩給相談官一人、恩給支給官一人及び情報処理調整官一人を置く。

[257 略]

8 国際統計交渉官は、命を受けて、国際統計について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに外国政府等(外国政府又は国際機関その他これらに準ずるものをいう。)との協議、調整等を行うことにより、国際統計及び統計の国際展開に関する政策の企画及び立案の支援を行う。

[9514 同上]

(所長及び次長)

第九十五条 統計研究研修所に、所長及び次長一人を置く。

[2 同上]

3 次長は、所長を助け、統計研究研修所の事務を整理する。

(統計研究研修所に置く課等)

第九十六条 統計研究研修所に、次の四課並びに新規情報活用技術研究官及び統括教授それぞれ一人を置く。

管理課

(管理・研修部の所掌事務)

第百九十七条 管理・研修部は、統計研究研修所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 二 公印の保管に関すること。
- 三 総合調整に関すること。
- 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 五 公文書類の審査及び進達に関すること。
- 六 情報の公開に関すること。
- 七 統計研究研修所の保有する個人情報保護に関すること。
- 八 機構及び定員に関すること。
- 九 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
- 十 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 十一 広報に関すること。
- 十二 寄宿舎の管理に関すること。
- 十三 研修に関する計画の作成に関すること。
- 十四 前号に掲げる計画の実施に関すること。
- 十五 研修を受ける者の統計研究研修所への入所及び退所、修業その他身分取扱いに関すること。
- 十六 学籍簿の作成及び保管に関すること。
- 十七 研修に資するための調査及び研究の企画及び立案に関すること。
- 十八 統計の作成及び施策の立案を支援するために必要な知識及び技能を修得させるため、所定の研修の課程を修了した者の情報の管理に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しないものに関すること。

(管理・研修部に置く課)

第百九十八条 管理・研修部に、次の二課を置く。

管理課

研修企画課

(管理課の所掌事務)

第百九十九条 〔略〕

(研修企画課の所掌事務)

研究開発課
統計技術向上支援課
研修企画課

〔新設〕

〔新設〕

(管理課の所掌事務)

第百九十七条 〔同上〕

第二百条 研修企画課は、統計研究研修所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 研修に関する計画の作成に関すること。
- 二 前号に掲げる計画の実施に関すること。
- 三 研修を受ける者の統計研究研修所への入所及び退所、修業その他身分取扱いに関すること。
- 四 学籍簿の作成及び保管に関すること。
- 五 研修に資するための調査及び研究の企画及び立案に関すること。
- 六 統計の作成及び施策の立案を支援するために必要な知識及び技能を修得させるため、所定の研修の課程を修了した者の情報の管理に関すること。

(研究部の所掌事務)

第二百一条 研究部は、統計研究研修所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 統計技術の研究に関すること(次号及び第三号に掲げるものを除く。)
- 二 統計技術の向上に係る情報の収集及び提供並びに当該情報に関する関係行政機関との連絡調整に関すること。
- 三 統計の品質向上のための支援及びこれに関する関係行政機関との連絡調整に関すること。

(研究部に置く課)

第二百二条 研究部に、次の二課を置く。

研究開発課

統計技術向上支援課

(研究開発課の所掌事務)

第二百三条 研究開発課は、統計研究研修所の所掌事務に関し、統計技術の研究に関する事務(統計技術向上支援課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(統計技術向上支援課の所掌事務)

第二百四条 統計技術向上支援課は、統計研究研修所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 統計技術の向上に係る情報の収集及び提供並びに当該情報に関する関係行政機関との連絡調整に関すること。
- 二 統計の品質向上のための支援及びこれに関する関係行政機関との連絡調整に関すること。

〔削る〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(研究開発課の所掌事務)

第百九十八条 研究開発課は、統計技術の研究に関する事務(統計技術向上支援課及び新規情報活用技術研究官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(統計技術向上支援課の所掌事務)

第百九十九条 統計技術向上支援課は、統計技術の向上に係る情報の収集及び提供並びに当該情報に関する関係行政機関との連絡調整に関する事務をつかさどる。

〔新設〕

〔新設〕

(研修企画課の所掌事務)

第二百条 研修企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 研修に関する計画の作成に関すること。
- 二 前号に掲げる計画の実施に関すること。
- 三 研修を受ける者の統計研究研修所への入所及び退所、修業その他身分取扱いに関すること。

〔削る〕

(統括教授の職務)

第二百五五条 〔略〕

〔削る〕

〔削る〕

(統計研究研修所の職員)

第二百六条 〔略〕

〔2〕5 略〕

6 客員統括教授は、次に掲げる事務を行うほか、統括教授の職務のうち第二百五条第三号に掲げる事務を助ける。

〔一・二 略〕

〔7〕9 略〕

〔削る〕

(総合通信調整官)

第二百七十二条の二 総合通信局に、それぞれ総合通信調整官二人を置く。

2 総合通信調整官は、命を受けて、総合通信局の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

(総務部に置く課)

第二百七十九条 総務部に、次に掲げる課を置く。

総務課

財務課 (信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局を除く。)

企画課 (信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局を除く。)

〔削る〕

四 学籍簿の作成及び保管に関すること。

五 研修に資するための調査及び研究の企画及び立案に関すること。

六 統計の作成及び施策の立案を支援するために必要な知識及び技能を修得させるため、所定の研修の課程を修了した者の情報の管理に関すること。

(新規情報活用技術研究官の職務)

第二百一条 新規情報活用技術研究官は、統計の作成に必要な多様かつ大量の情報、行政記録情報 (統計法 (平成十九年法律第五十三号) 第二条第十項に規定する行政記録情報をいう。) その他の情報の適正かつ効果的な活用に関する技術の研究をつかさどる。

(統括教授の職務)

第二百二条 〔同上〕

第二百三条 削除

第二百四条 削除

(統計研究研修所の職員)

第二百五条 〔同上〕

〔2〕5 同上〕

6 客員統括教授は、次に掲げる事務を行うほか、統括教授の職務のうち第二百一条第三号に掲げる事務を助ける。

〔一・二 略〕

〔7〕9 同上〕

第二百六条 削除

〔新設〕

(総務部に置く課等)

第二百七十九条 総務部に、次に掲げる課を置く。

総務課

財務課 (信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局を除く。)

2 前項に掲げる課のほか、各総合通信局にそれぞれ信書便監理官一人を、関東総合通信局に信書便主任専門官四人を、近畿総合通信局に信書便主任専門官二人を、東北総合通信局、東海総

<p>3 信書便主任専門官は、命を受けて、第一項第五号に掲げる事務を行う。</p>	<p>2 信書便主任専門官は、命を受けて、信書便監理官のつかさどる職務を助ける。</p>
<p>2 信書便主任専門官を、東北総合通信局、東海総合通信局及び九州総合通信局の企画課にそれぞれ信書便主任専門官一人を置く。</p>	<p>2 信書便監理官及び信書便主任専門官の所掌事務</p> <p>第二百八十一条の二 信書便監理官は、命を受けて、信書便事業の監督に関する事務をつかさどる。</p> <p>第二百八十一条の二 企画課は、総合通信局の所掌事務に關し、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 総合調整に関すること（政策の企画及び立案に関するものに限る。）。</p> <p>二 広報に関すること。</p> <p>三 情報の公開に関すること。</p> <p>四 総合通信局の保有する個人情報保護に関すること。</p> <p>五 信書便事業の監督に関すること。</p>
<p>2 信書便主任専門官を、東北総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局の企画課に信書便主任専門官二人を、東北総合通信局、東海総合通信局及び九州総合通信局の企画課にそれぞれ信書便主任専門官一人を置く。</p>	<p>2 北海道総合通信局、東北総合通信局、関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局及び九州総合通信局の総務課に、企画広報室を置く。</p> <p>3 企画広報室は、第一項第六号、第七号、第八号（政策の企画及び立案に関するものに限る。）及び第九号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>4 企画広報室に、室長を置く。</p> <p>5 信書便主任専門官、北陸総合通信局及び四国総合通信局の総務課は、第一項に規定するものほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>6 同上</p> <p>7 同上</p> <p>8 同上</p>
<p>2 信書便主任専門官、北陸総合通信局及び四国総合通信局の総務課は、第一項に規定するものほか、次条各号及び第二百八十一条の二第一項各号に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>2 信書便主任専門官、北陸総合通信局及び四国総合通信局の総務課は、第一項に規定するものほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>3 同上</p> <p>4 同上</p> <p>5 同上</p> <p>6 同上</p> <p>7 同上</p> <p>8 同上</p> <p>9 同上</p> <p>10 同上</p>
<p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第二百八十条 「略」</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>「削る」</p> <p>「削る」</p> <p>「削る」</p> <p>六 総合調整に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>「削る」</p> <p>七 同上</p> <p>「削る」</p> <p>「削る」</p>	<p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第二百八十条 「同上」</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>六 情報の公開に関すること。</p> <p>七 総合通信局の保有する個人情報の保護に関すること。</p> <p>八 総合調整に関すること。</p> <p>九 広報に関すること。</p> <p>十 同上</p>
<p>（企画課の所掌事務）</p> <p>第二百八十一条の二 企画課は、総合通信局の所掌事務に關し、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 総合調整に関すること（政策の企画及び立案に関するものに限る。）。</p> <p>二 広報に関すること。</p> <p>三 情報の公開に関すること。</p> <p>四 総合通信局の保有する個人情報保護に関すること。</p> <p>五 信書便事業の監督に関すること。</p>	<p>（財務課の所掌事務）</p> <p>第二百八十一条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 行政財産及び物品の管理に関すること（前条第一項第十一号に規定するものを除く。）。</p> <p>「四・五 同上」</p>

(情報通信部に置く課)

第二百八十二条 情報通信部に、次に掲げる課を置く。

電気通信事業課

情報通信連携推進課(信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局を除く。)

情報通信振興課

放送課(北海道総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局に限る。)

)

(電気通信事業課の所掌事務)

第二百八十三条 電気通信事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

〔一〕十略

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

(無線通信部に置く課)

第二百九十条 無線通信部に、次に掲げる課を置く。

電波利用企画課

航空海上課(信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局を除く。)

陸上課(北海道総合通信局、東北総合通信局、東海総合通信局、中国総合通信局及び九州総合通信局に限る。)

陸上第一課(関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。)

陸上第二課(関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。)

陸上第三課(関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。)

無線通信課(信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局に限る。)

監視調査課(信越総合通信局及び北陸総合通信局に限る。)

(陸上課、陸上第一課、陸上第二課及び陸上第三課の所掌事務)

第二百九十三条 陸上第一課、陸上第二課及び陸上第三課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一

陸上又は人工衛星に開設する無線局に係る無線局免許等関係事務(電波監理部及び無線通信部の監視調査課の所掌に属するもの並びに技術基準に係るものを除く。)及び電波の利用の促進に関する事務に関すること(放送部(北海道総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局)にあっては情報通信部。)及び航空海上課の所掌に属するものを除く。)

(情報通信部に置く課)

第二百八十二条 情報通信部に、次に掲げる課を置く。

電気通信事業課

情報通信連携推進課(信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局を除く。)

情報通信振興課(信越総合通信局及び北陸総合通信局を除く。)

放送課(北海道総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局に限る。)

)

(電気通信事業課の所掌事務)

第二百八十三条 〔同上〕

〔一〕十 同上

2|| 信越総合通信局及び北陸総合通信局の電気通信事業課は、前項に規定するもののほか、第二百八十四条各号に掲げる事務をつかさどる。

3|| 信越総合通信局及び北陸総合通信局の電気通信事業課に、情報通信振興室を置く。

4|| 情報通信振興室は、第二百八十四条各号に掲げる事務をつかさどる。

5|| 情報通信振興室に、室長を置く。

(無線通信部に置く課)

第二百九十条 無線通信部に、次に掲げる課を置く。

電波利用企画課

航空海上課

陸上課(関東総合通信局及び近畿総合通信局を除く。)

陸上第一課(関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。)

陸上第二課(関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。)

陸上第三課(関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。)

無線通信課(信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局に限る。)

監視調査課(信越総合通信局及び北陸総合通信局に限る。)

(陸上課、陸上第一課、陸上第二課及び陸上第三課の所掌事務)

第二百九十三条 〔同上〕

一

陸上、人工衛星又はロケットに開設する無線局に係る無線局免許等関係事務(電波監理部及び無線通信部の監視調査課の所掌に属するもの並びに技術基準に係るものを除く。)及び電波の利用の促進に関する事務に関すること(放送部(北海道総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局)にあっては情報通信部。)及び航空海上課の所掌に属するものを除く。)

〔一・三 略〕

四 総合通信局の所掌事務を遂行するために必要な検査用機器その他の設備及び機器の保守に関すること（電波監理部及び無線通信部の監視調査課の所掌に属するものを除く。）。

〔2 略〕

（無線通信課の所掌事務）

第二百九十四条 無線通信課は、第二百九十二条各号及び第二百九十三条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

（電波監理部に置く課）

第二百九十六条 電波監理部に、次に掲げる課を置く。

電波利用環境課

監視課（近畿総合通信局に限る。）

監視第一課（関東総合通信局に限る。）

監視第二課（関東総合通信局に限る。）

調査課（関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。）

監視調査課（関東総合通信局及び近畿総合通信局を除く。）

宇宙国際監視課（関東総合通信局に限る。）

宇宙国際調査課（関東総合通信局に限る。）

電波障害分析課（関東総合通信局に限る。）

（総合通信調整官）

第三百一条の二 沖縄総合通信事務所に、総合通信調整官二人を置く。

2 総合通信調整官は、命を受けて、沖縄総合通信事務所の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（沖縄総合通信事務所に置く課）

第三百二条 沖縄総合通信事務所に、次に掲げる課を置く。

総務課

情報通信課

無線通信課

監視調査課

（総務課の所掌事務）

第三百三条 総務課は、沖縄総合通信事務所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

〔一・三 同上〕

四 総合通信局の所掌事務を遂行するために必要な検査用機器その他の設備及び機器（総務大臣の定めるところにより総合通信局の出張所において管理する検査用機器その他の機器を除く。）の保守に関すること（電波監理部及び無線通信部の監視調査課の所掌に属するものを除く。）。

〔2 同上〕

第二百九十四条 削除

（電波監理部に置く課）

第二百九十六条 電波監理部に、次に掲げる課を置く。

電波利用環境課

監視課（北海道総合通信局、東北総合通信局、東海総合通信局、中国総合通信局及び九州総合通信局に限る。）

監視第一課（関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。）

監視第二課（関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。）

調査課（四国総合通信局を除く。）

監視調査課（四国総合通信局に限る。）

宇宙国際監視課（関東総合通信局に限る。）

宇宙国際調査課（関東総合通信局に限る。）

電波障害分析課（関東総合通信局に限る。）

〔新設〕

（沖縄総合通信事務所に置く課等）

第三百二条 沖縄総合通信事務所に、次に掲げる課及び信書便監理官一人を置く。

総務課

情報通信課

無線通信課

監視調査課

（総務課の所掌事務）

第三百三条 〔同上〕

附 則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三十三条第二項第一号の改正規定は、令和六年一月一日から施行する。